

神奈川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、保有個人情報の開示請求に係る手続等について同法の規定が適用されることとなった。行政文書公開請求の手続等についても、同法における保有個人情報の開示請求に係る規定と整合を図るため、本県では、令和4年第3回県議会定例会において、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）の一部を改正した。（令和4年12月23日公布、令和5年4月1日施行）

条例の改正に伴い、神奈川県情報公開条例施行規則の一部を改正する。

2 改正内容（「新旧対照表」のとおり）

- (1) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として条例第3条第1項第2号に規定する実施機関が定める方法（公文書館等における歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に関する特別の管理の方法）を規定する。（第2条関係）
- (2) 行政文書公開請求書に記載することができる事項を規定するとともに請求書の様式（第1号様式）を改正する。（第3条関係）
- (3) 行政文書の公開請求に対する諾否決定の通知における公開の実施に関し実施機関が定める事項を規定するとともに通知の様式（第2号様式及び第3号様式）を改正する。（第4条）
- (4) 条例第13条第4項に規定する実施機関の定める事項（行政文書の公開申出に関する事項）及び公開申出の様式（第10号様式）を規定する。（第11条関係）
- (5) 行政文書の公開の再度の申出の様式（第11号様式）を規定する。（第12条関係）
- (6) その他規定の整備を行う。（第11条、第13条、第15条、第16条関係）
- (7) 様式（第4号様式～9号様式、第12号様式、第13号様式）を改正する。

3 施行日

令和5年4月1日